官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○天皇皇后両陛下は広島県へ行幸啓になる件（宮内庁六）　一
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務八九）
○ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一八九）
○スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一九〇）
○バングラデシュ人民共和国におけるサイクロン及び洪水で被災したコミュニティのためのインフラ復旧計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同一九一）　二
○バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民のための人道支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同一九二）
○ハイチ共和国における地産地消型学校給食配布計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同一九三）　二
○保安林の指定を解除する件（農林水産七三六～七五一）
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同七五二～七六一）
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同七六二）　三
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通三八九）　五

〔国会事項〕　七

〔人事異動〕
内閣　法務省　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕
産業
日本産業規格（経済産業省）　九

〔公告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二六

その他告示

○宮内庁告示第六号
天皇皇后両陛下は、地方事情を御視察のため、六月十九日から同月二十日まで広島県へ行幸啓になる。
令和七年五月二十日　宮内庁長官　西村　泰彦

○法務省告示第八十九号
公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。
この告示は、告示の日から効力を生ずる。
令和七年五月二十日　法務大臣　鈴木　馨祐
東京法務局所属　保坂　直樹

○外務省告示第百八十九号
令和七年三月六日にビエンチャンで、ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。
1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　十七億七百万円
3　署名者
日本側　小泉勉在ラオス大使
ラオス側　ポンサワン・シースラート外務副大臣
令和七年五月二十日　外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百九十号
令和七年三月二十日にコロンボで、スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。
1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億円
3　署名者
日本側　磯俣秋男在スリランカ大使
スリランカ側　カナカラトゥナ・ムディヤンセラゲ・マヒンダ・シリワルダナ財務・計画・経済開発省次官
令和七年五月二十日　外務大臣　岩屋　毅